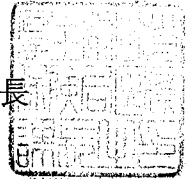


保医発0831第7号  
平成23年8月31日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



### 検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年9月1日から適用しますので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

### 記

別添1第2章第3部第1節第1款D014中(20)を(21)とし、(17)から(19)までを(18)から(20)までとし、(16)の次に次のように加える。

- (17) 免疫グロブリン遊離L鎖 $\kappa/\lambda$ 比  
免疫グロブリン遊離L鎖 $\kappa/\lambda$ 比は、「21」のIgG4に準じて算定する。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後	現行
<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 免疫グロブリン遊離L鎖<math>\kappa</math>/<math>\lambda</math>比</u> <u>免疫グロブリン遊離L鎖<math>\kappa</math>/<math>\lambda</math>比は、「21」のIg</u> <u>G4に準じて算定する。</u></p> <p><u>(18)～(21) (略)</u></p>	<p>別添1</p> <p>第2章 特掲診療料 第3部 検査 D014 自己抗体検査 (1)～(16) (略)</p> <p><u>(17)～(20) (略)</u></p>